

第17回がん診療提供体制のあり方に関する 検討会	参考資料 1
令和7年3月21日	

「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」開催要綱

1. 趣旨

全国どこにおいても質の高い医療を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院等、小児がん拠点病院等及びがんゲノム医療中核拠点病院等（以下「拠点病院等」という。）の整備が進められ、がん医療提供体制の充実が図られてきたところである。

第4期のがん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）においては、がん医療が高度化する中で、地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、持続可能ながん医療の提供に向け、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進するとされている。

本検討会においては、拠点病院等を中心とした、今後のがん診療提供体制のあり方について、各地域の医療提供体制の実状を踏まえ、検討することとする。

2. 検討事項

- (1) 拠点病院等の評価と指定要件の見直しについて
- (2) がん医療分野の諸課題について
- (3) その他

3. 構成員の構成

- (1) 本検討会の構成員は、別紙の名簿に記載の構成員により構成する。
- (2) 本検討会の構成員は、10名程度とする。
- (3) 本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときは座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

4. 構成員の任期等

- (1) 構成員の任期は2年とする。
- (2) 構成員は再任することができる。

5. 検討会の運営等

- (1) 本検討会は、厚生労働省健康・生活衛生局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の庶務は、健康・生活衛生局がん・疾病対策課において行う。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置できるものとする。
- (4) 本検討会は、原則公開するとともに、議事録を作成・公表する。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等はこの限りではない。また、座長が必要と認めた際には、電子メール等の手段により構成員の意見を集約する等の持ち回り開催を行うことができる。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康・生活衛生局長と協議の上、定める。

「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」構成員名簿

天野 慎介	一般社団法人全国がん患者団体連合会 理事長
家保 英隆	高知県理事（保健医療担当）兼健康政策部医監
泉 並木	一般社団法人日本病院会 副会長
川上 純一	公益社団法人日本薬剤師会 副会長
佐野 武	公益財団法人がん研究会有明病院 病院長
茂松 茂人	公益社団法人日本医師会 副会長
藤 也寸志	独立行政法人国立病院機構九州がんセンター 名誉院長
土岐 祐一郎	国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科外科系臨床医学専攻・ 外科学講座消化器外科学 教授
中釜 斉	国立研究開発法人国立がん研究センター 理事長
野田 龍也	公立大学法人奈良県立医科大学公衆衛生学講座 准教授
橋本 美穂	公益社団法人日本看護協会 常任理事
東 尚弘	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科 公衆衛生学分野 教授
松本 公一	国立研究開発法人国立成育医療研究センター小児がんセンター センター長
村松 圭司	産業医科大学医学部公衆衛生学教室 准教授

（五十音順・敬称略）